

# 令和3年度改正 電子帳簿保存法



令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

※ただし、令和4年12月に発表された令和5年度税制改正大綱において、電子取引のデータ保存の要件が下記のとおり緩和されました

## ①システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

税務署長が認めた場合（事前申請は不要）、税務職員から提出を求められた際に送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくとともに、出力書面を保存しておけば良いこととする

## ②検索機能確保要件の見直し

送付・受領した領収書等をデータで提出できるようにしておくことを前提に、検索機能確保要件が不要となる売上高基準を5,000万円以下に緩和する等の措置を実施

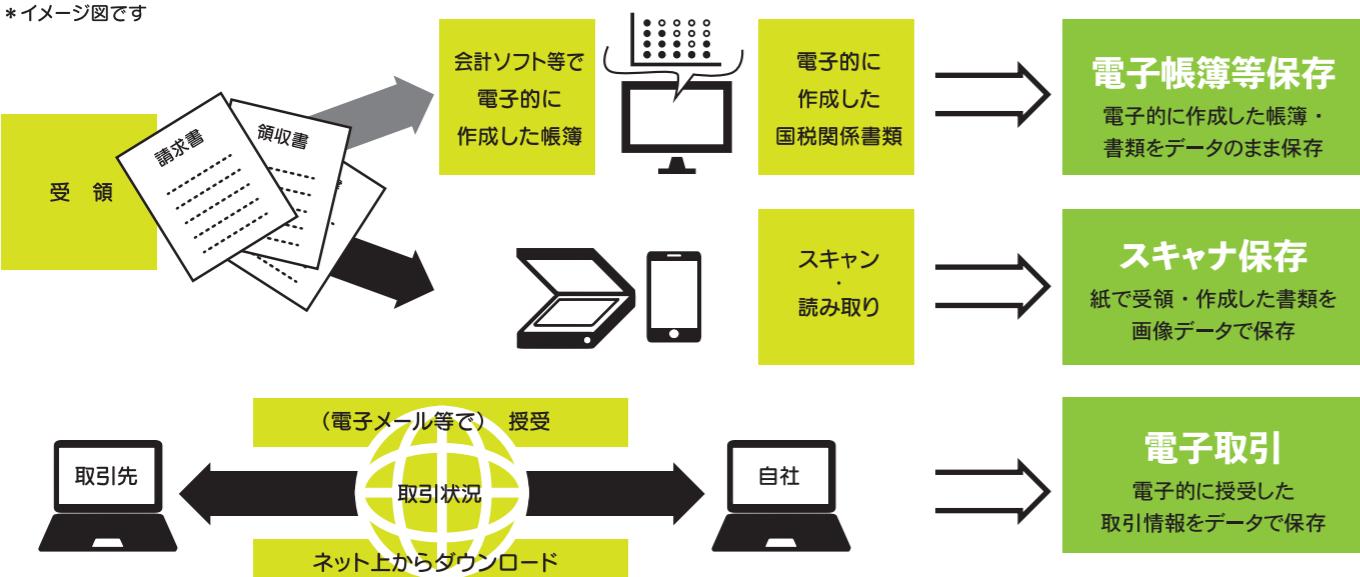


電子帳簿保存法は、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすることおよび電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく下の3種類に区分されています。

## 電子帳簿保存法上の区分

\*イメージ図です



お問い合わせ

当事業所 中小企業支援センター TEL:026-227-2428 FAX:026-227-2758

第146回

# 会議所

## 活用術

